

大川市議会第1回定例会会議録

平成29年3月24日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	古賀寿典	10番	池末秀夫
2番	平木一朗	11番	水落常志
3番	宮崎稔子	12番	川野栄美子
4番	龍誠一	13番	永島守
5番	馬淵清博	14番	箴島かおる
6番	古賀龍彦	15番	岡秀昭
7番	石橋正毫	16番	内藤栄治
8番	遠藤博昭	17番	福永寛
9番	吉川一寿		

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	倉重良一				
副市	長	石橋徳治				
教	育	長 記伊哲也				
会	計	管	理	者	長	堤稔彦
(兼)	会	計	課	長		
消	防	長				
(兼)	総	務	課	長	持木芳己	
人	事	秘	書	課	長	馬淵嘉臣
総	務	課	長			
(併)	選挙	管理	委員会	事務局	長	石橋英治

企 画 課 長	橋 本 浩 一
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	柿 添 量 之
上 下 水 道 課 長	田 中 嘉 親
学 校 教 育 課 長	下 川 慎 司
監 査 事 務 局 長	本 村 和 也

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	木 下 剛
議 会 事 務 局 書 記	吉 田 嘉 久
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	宮 崎 朱 美

4. 付議事件

- 1. 委 員 長 報 告
- 1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決
- 1. 閉会中の各委員会への調査付託の件
- 1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（古賀龍彦君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、総務委員会に付託しておりました議案第2号 大川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について外6件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

おはようございます。私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第2号 大川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について外6件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げたいと思います。

まず、議案第2号 大川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部を改正する法律の施行に伴い、条項の整理等、所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、番号法の一部が改正され、条例で定める事務、いわゆる独自利用事務について、特定個人情報の照会、提供を法定事務に準じて取り扱うことができるよう、関連規定を整備するとともに、独自利用事務について、情報提供等記録の訂正があった場合に、情報照会者及び情報提供者へ訂正の通知をする旨の規定を追加するものであります。

委員会では、情報提供等記録の訂正があった場合には、情報照会者や情報提供者へ通知するとの説明であったが、どのような内容を通知するのかなかたただしたところ、誤った他人の情報や不適法な情報照会については削除をするなど、関係者に通知をする旨の答弁がなされたところでございます。

さらに委員からは、関係者とはどのような者を指すのかなかたただしたところ、情報提供ネットワークシステムでつながる本市と他市町村等である旨の答弁がなされたところであります。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第3号 大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、議案第2号と同じく、番号法の一部を改正する法律の施行に伴い、個人番号の利用等を行う特定個人情報について文言等の整理を行うものであります。

委員会では、条例のどこの部分が改正になるのかなかたただしましたところ、本市が独自に規則等で定めている独自利用事務で使用している関連情報の名称を、番号法で規定している情報の名称に表現を統一するため、所要の整理を行うとのことでありました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきもの

と決した次第であります。

次に、議案第4号 大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び大川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児及び家族の介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立がしやすい環境整備を進めるため、所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正に伴い、育児休業や介護休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等まで新たに対象が拡大されたことや、「育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」の改正に伴い、介護休業の分割取得や介護休業とは別に介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務を要しないことができるよう制度を設けたこと。さらに非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するなど、所要の改正を行うものであります。

委員会では、介護休業取得可能期間を分割して取得することができるとの説明であったが、現状の制度とどう違うのかただしたところ、これまでは6か月の間に、一度介護休暇を取得した場合は、再び取得することはできなかったが、今回の改正では介護休業取得可能期間6か月の範囲内で、3回に分割して取得できるようになった旨の答弁がなされたところでございます。

また、委員からは、現状の休暇等取得状況をただしたところ、平成28年度は育児休業取得者は正規職員8名、非常勤職員2名、介護休業は短期の特別休暇取得者が1名である旨の答弁がなされたところであります。

さらに委員からは、法整備を図って、休暇等取得しにくい環境であったら絵に描いた餅と同じで、取得しやすい環境づくりを研究するようとの意見が開陳されたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第5号 大川市ふるさと基金条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、ふるさと基金条例が制定されてから8年になるが、条例制定時とは状

況が変わってきている。ここ数年ふるさと納税が盛んになり、多額の寄附をいただいている。一方、返礼品に費やす金額も高くなってきており、予算に占める割合も多くなってきている。このような状況に対応できるよう、ふるさと基金を活用する事業及び基金に積み立てる額等の見直しを講じるため、所要の改正を行うものであります。

委員会では、ふるさと基金を活用する事業の中に、以前から「学力の向上に資する事業」を掲げておったが、「学力の向上」の意味は何かただしたところ、当初は「数理の翼」事業に活用していたが、その趣旨は、小学校、中学校の学習環境の向上に資するような事業と理解している旨の答弁がなされたところであります。

委員からは、事業の趣旨等、説明責任が果たせるよう整理をお願いする旨の意見が開陳されました。

また、ふるさと納税はいつまで続くのかわからないので、次の新たな事業のことも考えておく必要がある旨の意見も開陳されたところであります。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第6号 大川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、個人市民税の住宅ローン控除の適用期限の延長及び軽自動車税に係るグリーン化特例制度の延長並びに環境性能割の創設等について所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、消費税率10%への引き上げが2年半延期されたことに伴い、個人市民税の住宅ローン控除の適用期限が延期されたことや平成28年度分に限って適用された軽自動車税に係るグリーン化特例制度が平成29年度まで延期になったものであります。

また、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部の地方交付税原資化に伴う法人税割の税率の引き下げや、さらには自動車取得税廃止に伴い、軽自動車を取得する際に、環境負荷軽減基準に基づいて環境性能割を課税する規定を新たに設け、現行の軽自動車税を種別割へ名称を変更するなど、所要の改正を行うものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した

次第であります。

次に、議案第12号 平成28年度大川市一般会計補正予算についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正をしようとするものであり、その概要は次のとおりであります。

総務費は、職員の退職勧奨等に伴う退職手当51,247千円が計上されております。

教育費には、国の補正予算を活用した小学校空調設備設置工事費129,600千円が計上されております。

以上によりまして、今回の補正総額は180,847千円となり、これらの財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、繰入金、繰越金及び市債をもって充当するとのことでありませぬ。

次に、繰越明許費の補正につきましては、本年度内に事業の完了が見込めないものについて、繰越明許費の設定を行うものであります。

地方債の補正につきましては、小学校施設整備事業を追加しようとするものであります。

委員会では、まず、2款1項1目一般管理費の退職手当の内容についてたゞしましたところ、退職勧奨者1名、普通退職者1名の計2名の退職者分と市長等、特別職の退職金の合計である旨の答弁がなされたところでございます。

次に、10款2項3目学校建設費の空調設備設置数及び設置完了時期についてたゞしましたところ、設置予定数は80基で、設置完了時期については、夏休み期間の8月中ごろを予定している旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、商品を一括して安く購入し、市内業者により設置を行い、なおかつ故障時のメンテナンス等への対応も含め、契約の相手方等について研究していただきたい旨の意見が開陳されたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号 指定管理者の指定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、市内6地区のコミュニティセンターを一括して管理しているNPO法人大川市コミュニティ協議会を引き続き指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

委員会では、指定期間の5年について理由をたゞしましたところ、市民体育館や斎場も指

定期間が5年であり、それに準じて統一した旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、地域コミュニティセンターの管理運営について一般の入札等により民間の指定管理者を指定している自治体はあるのかただしましたところ、そのような自治体は、これまで聞いたことがない旨の答弁がなされたところであります。

委員会では、詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で私の報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（古賀龍彦君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第2号 大川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び大川市職員

の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 大川市ふるさと基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 大川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成28年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第7号 大川市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について外5件を一括議題といた

します。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、箆島かおる君。

○文教厚生委員長（箆島かおる君）（登壇）

おはようございます。文教厚生委員会の報告をいたします。

私は、文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第7号 大川市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について外5件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第7号 大川市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴い、市町村審査会等の委員の任期については、2年を超え3年以下の期間で市町村等が条例で定めることができると規定されたことにより、大川市においては委員の任期を3年と定めるため、所要の改正を行うものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第8号 大川市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、全国的に高齢者がふえており、平均寿命も伸びていることから、敬老祝金の支給年齢の改正を行うものであります。

説明によりますと、現在は80歳に5千円、88歳に10千円、99歳に10千円、100歳に30千円、101歳以上に10千円の敬老祝金を支給している。しかし、全国の平均寿命も平成25年度には80歳を超え、大川市においても、平成28年10月現在の高齢化率は33.2%、75歳以上の割合は17.5%になっており、今後も全人口に占める75歳以上の割合はふえていくと推計される。また、近隣の自治体で80歳への支給を行っているのは、筑後市、うきは市、大木町で、最近では、平成25年度に柳川市が、平成27年度に小郡市が80歳への支給を廃止している。このように平均寿命や近隣自治体の支給状況等を勘案し、80歳への支給を廃止することとあります。

委員会では、80歳への5千円の支給を廃止した場合の予算の削減についてただしたところ、

平成27年度の敬老祝金の総支給額は、対象件数が704件で5,180千円であった。そのうちの80歳への支給額は、対象件数が432件で2,160千円であったので、約2,000千円の削減を見込んでいる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第9号 大川市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、地域密着型通所介護についての規定を追加するため、所要の改正を行うものであります。

説明によりますと、これまで通所介護については、県が指定、指導等の権限を持っていたが、今回の改正により、定員18名以下の小規模な通所介護については、地域密着型通所介護として、市が指定、指導等の権限を持つことになり、それに伴い、通所介護と認知症通所介護については、運営推進会議を年2回開催することが義務づけられたとのことであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号 平成29年度大川市国民健康保険事業特別会計予算について、御報告申し上げます。

本会計は、国民健康保険法に基づく医療事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものとしては、総務費80,830千円、保険給付費3,259,936千円、後期高齢者支援金等495,979千円、介護納付金212,189千円、共同事業拠出金1,358,637千円などで、予算規模は5,458,000千円であります。

委員会では、2款4項1目出産育児一時金において、この予算額で十分かただしたところ、これは国民健康保険加入者に対する出産育児一時金であるが、現在、国民健康保険加入者が徐々に減り、高齢化している状況のため、今のところはこのくらいの予算で考えている旨の答弁がなされました。

次に、委員会では、8款1項1目特定健康診査等事業費において、特定健康診査の受診率についてただしたところ、以前、18から19%で福岡県内の60市町村内で最低と報告していたが、今は20%ぐらいである。事業の民間委託を行い、対象者には連絡や通知をしており、わ

ずかであるが受診率が伸びてきている。29年度はもっと受診率を伸ばしていきたいと考えている旨の答弁がなされました。

さらに、委員会では、国民健康保険の納付率についてただしたところ、国民健康保険税は、医療給付費分と後期高齢者支援金分と介護納付金分の3つの合計である。平成27年度の納付率は、医療給付費分現年課税分が92.43%、後期高齢者支援金分現年課税分が92.65%、介護納付金分現年課税分が90.72%である旨の答弁がなされました。

委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号 平成29年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算について、御報告申し上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療事業等のうち、保険料徴収など本市が行うべき事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものは総務費14,621千円、後期高齢者医療広域連合納付金535,919千円などで、予算規模は553,000千円であります。

委員会では、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金において、負担金はふえたのかただしたところ、県の広域連合においてある程度の金額の算定を行い、市町村の人口と後期高齢者の割合で案分しているが、平成28年度と比較すると若干ふえている。国民健康保険の世帯は減っているが、逆に後期高齢者はふえている状況である旨の答弁がなされました。

委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号 平成29年度大川市介護保険事業特別会計予算について、御報告申し上げます。

本会計は、介護保険法に基づき、介護保険事業勘定及び介護サービス事業勘定について予算編成を行うもので、予算規模は、介護保険事業勘定3,735,000千円と介護サービス事業勘定17,000千円を合わせて、3,752,000千円であります。

まず、介護保険事業勘定における歳出の主なものは、総務費121,012千円、保険給付費3,329,168千円、地域支援事業費281,296千円など、次に、介護サービス事業勘定における歳出の主なものは、総務管理費11,612千円、居宅サービス事業費4,888千円などであります。

委員会では、2款1項8目居宅介護住宅改修費の利用についてただしたところ、基本的には支給の上限額が200千円の工事に対して180千円の支給となるが、転居された方や介護度が

3 ランク上がった方についてはリセットされ、再度利用できる旨の答弁がなされました。

次に、委員会では、2 款 4 項 1 目高額介護サービス費において、1 割負担で一定額以上に対する補助ということだが、一定額とは幾らなのかただしたところ、上限が定められており利用者の負担段階により異なる。上限額の最高額は、世帯合計で44,400円となっており、この額を超えた場合に支給となる旨の答弁がなされました。また、申請が必要になるが、対象者であることがわかるのかただしたところ、該当者には、勸奨の通知を送付している旨の答弁がなされました。

さらに、委員会では、5 款 3 項 1 目包括的支援事業費の認知症初期集中支援チーム委託料において、チームの業務内容についてただしたところ、医師会に事業委託しており、メンバーは精神科医、看護師、作業療法士の3名である。毎月の検討会議において、メンバーと市の担当者と対象者についての協議をしている。活動内容は、精神科医の指導のもとに対象者の方への訪問を行い、再度その結果を持ち寄り、配慮しながら協議を進め、早期の医療等へつなげている旨の答弁がなされました。

委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

総括として、委員からは、3つの特別会計とも収入は限られており、何かの対策をしなければ、平均寿命が延びるほど予算がふえる事業である。健康寿命を長くするため、特定健診の受診率を上げ、元気が出る学校やゆうゆう会事業等、地域の人たちが顔を合わせてコミュニケーションをとれるような事業の施策を行っていただきたい。さまざまな新しい事業を計画されているとは思いますが、老人クラブ等の地域の組織を大事にしながら継続可能な事業計画を立てていただきたい旨の要望がなされました。

さらに、委員からは、今まで元気が出なかった高齢者が、半年間のあたまの健康教室等の事業に楽しく参加され、今後も継続したいと望まれるが、その後は補助がないために続けたくても続けられない状況がある。大川市で元気で楽しく過ごせる方たちがふえるような、大川市独自のよりよい施策を協議していただきたい旨の意見が開陳されたところであります。

以上で私の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（古賀龍彦君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、

御通告願います。12番川野栄美子君。

○12番（川野栄美子君）

委員長にお尋ねいたします。

議案第9号ですけれども、これが、県から市に権限が来たという中に、下から5行目ぐらいに、市が指定、指導の権限を持つことになり、それに伴い通所介護と、それから認知症通所介護については運営推進会議を年2回となっていますけれども、この運営推進会議は誰がやるのかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（古賀龍彦君）

文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（笹島かおる君）

済みません、ちょっと今、手元に持っておりませんので、後で報告いたします。

○議長（古賀龍彦君）

それでは、暫時休憩いたします。

午前10時5分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（古賀龍彦君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（笹島かおる君）

先ほどの運営推進会議のメンバーということは、特段、委員会では議論はいたしませんでしたが、一応、メンバーとしては利用者、利用者の家族、そして地域住民の代表者、市町村、または地域包括センターの職員、これは大川市の職員さんですね、健康課の担当の方、包括支援の担当の方、そういう方を交えて16、7人体制で行うような形になっております。

以上、報告です。よろしく申し上げます。

○議長（古賀龍彦君）

そのほかに質疑はございませんでしょうか。17番。

○17番（福永 寛君）

議案第8号ですかね、敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、

報告によりますと、80歳への5千円の支給を廃止した場合、約2,000千円の削減を見込んでおるといこととございますが、思うに市民の還元といたしましても、やっぱり行ってもらいたいという思いがございまして、委員の皆さん方、特段の意見もないといこととございますが、その辺のところをお示しいたきたいと思ひます。

○議長（古賀龍彦君）

文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（笹島かおる君）

特段の異論もなくといこと、本当はお金があり余っているならどんなにでも差し上げていいと思ひますけれども、高齢社会に突入する中に祝い金をここで、近隣の市町村も削減されておるといことと、それと2,000千円の余裕が出てくる。その余裕をどこに持ってくるかといことは、年寄りばかりに持ってくるといのはいかなものかなとは私と思ひます。これは私の個人意見ですが。

平均寿命がこの間発表されましたけれども、高齢者の男の方が80歳以上、そして、女性のほうが87歳とい平均寿命になっております。一応そういうことも勘案しながら、各委員皆様そこに2,000千円の余剰が出てくるといことは、ほかのほうに向けたほうがいいんじゃないかといことも考えてあると思ひます。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（古賀龍彦君）

そのほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第7号 大川市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 大川市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 大川市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成29年度大川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成29年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成29年度大川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第10号 大川市観光・インテリア情報ス

テーションの設置及び管理に関する条例の制定について外3件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、内藤栄治君。

○産業建設委員長（内藤栄治君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第10号 大川市観光・インテリア情報ステーションの設置及び管理に関する条例の制定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第10号 大川市観光・インテリア情報ステーションの設置及び管理に関する条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、観光客及び市民に対し、産業観光、物産、催事その他の観光情報の提供、また、地域交流の場を提供することにより、観光の振興や地域の活性化に資する目的で、現在、筑後川昇開橋付近に建設している観光情報施設について、その設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

委員会では、条例には指定管理者に係る項目が目につくが、将来的に指定管理者による施設管理に移行する考えであるのかただしたところ、現時点では、指定管理者は考えていないが、将来的に指定管理者に移行していきたいと考えており、その条項を規定の中に備えている旨の答弁がなされました。

また、観光・インテリア情報ステーション運営計画の説明を受け、本当にこの計画に対し懸念しているが、せつかく進めようとしていることを踏まえると、応援しなくてはいけない気持ちもあるが、大川市が将来困ることのないようにもっと緻密で成功できるような計画を立てていただき、予算を有効に使ってほしい。さらには独立採算できるような決算としてほしい旨の要望が総括質疑の中で開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第11号 大川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、大川中央公園テニスコートにおいて、これまでのクレーコートから砂入り人工芝コートに改修することに伴い、使用料における額の適正化を図るため改

正を行うものであります。

改正の内容は、大川中央公園テニスコートの使用料を、受益者の負担及び近隣の同様の施設の使用料等を勘案し、改定するものであります。

さらに、市外に住所を有する者が使用する場合は、市内に住所を有する者の使用料の倍の額に改定を行うものであります。

委員会では、テニスコートを借りる場合、市内の者が申請し市外の者が利用している場合の対応についてただしたところ、市内の者が申請を行い、市外の者ばかりで利用している現場を見つけた場合は、正規の使用料を徴収すべきと考える旨の答弁がなされました。

さらに、2か月前に4面全面の使用許可がなされた場合、一部の利用者にも不満があるようなので、例えば、テニスコート4面のうち2面、あるいは1面程度は市内住民のために保留する対応などができないかただしたところ、指定管理者との関係もあるので、検討、協議させていただきたい旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号 平成29年度大川市下水道事業特別会計予算を御報告申し上げます。

説明によりますと、公共下水道は、市民生活における根幹的な施設として不可欠な社会資本であり、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及びトイレの水洗化等を目的として、事業の推進を図っているとのことであります。

平成29年度は、これまでに供用開始を行った地域の水洗化促進や、管渠整備による供用開始区域の拡大を図るとともに、龍代ポンプ場整備に要する経費等と合わせ、予算規模は792,000千円で、これが財源としては国庫支出金、繰入金及び市債等をもって充当するものであります。

委員会では、龍代ポンプ場新設工事に関し、立派な施設ができていると思うが、いつまで事業を行うのかただしたところ、平成30年度までに事業は終了する予定である。また、事業費については、平成29年度は156,000千円で、30年度は365,000千円となる。これは機械と電気の工事である旨の答弁がなされました。

次に、一般会計からの繰入金は3億円で本当に苦慮されているとの思いもあるが、下水道に接続することで、なるだけ一般会計から繰り入れないような努力はできないかただしたところ、一般会計繰入金を減らすには、使用料の増加が一番で、上下水道課としては、接続率

を上げていくことが一番大事なことと思っている。また、下水道は45%の起債を借り入れるので、その償還金については、一般会計が負担する基準繰り入れの制度があり、繰入金はゼロにはならないが、減らす努力はしないといけない旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号 平成29年度大川市上水道事業会計予算を御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、本会計予算の第3条収益的収支は、収入である水道事業収益809,503千円に対し、支出である水道事業費が808,052千円であります。

次に、予算第4条資本的収支は、資本的支出276,665千円に対して、資本的収入は7,549千円で、資本的収支不足額の269,116千円は、当年度分損益勘定留保資金166,955千円、繰越利益剰余金処分額96,351千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,810千円で補填するとのことであります。

委員会では、上水道の収支のバランスはとれていないのかただしたところ、決算書ではプラスになっているが、その中の収入に長期前受金戻入が33,511千円ある。これは過去に補助金をもらっていた分を平成26年の企業会計の制度変更の際に、現金は伴わないが、収入として帳簿に計上するようになったもので、実際の現金は、キャッシュフローで90,000千円程度の減少となっている。来年度の予算のとおり執行していくと、来年度期首残高である972,574千円が96,000千円程度減少し、来年度の期末には870,000千円となっている旨の答弁がなされました。

これに対し、赤字分は一般会計から繰り入れるのかただしたところ、現金預金が約970,000千円程度あるので、それが減っていくことになる旨の答弁がなされました。

次に、配水管の整備事業が前年度と比較し少なくなっている割には、路面復旧工事がふえているのは、老朽管の更新工事が多いためかただしたところ、80,000千円程度の建設改良事業費を使うことで毎年計画しており、平成29年度は、路面復旧を多く見込んでおり、その分、配水管を減らしている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（古賀龍彦君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第10号 大川市観光・インテリア情報ステーションの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 大川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成29年度大川市下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成29年度大川市上水道事業会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、予算特別委員会に付託しておりました議案第13号 平成29年度大川市一般会計予算を議題といたします。

これから予算特別委員会における審査の経過並びに結果について、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、永島守君。

○予算特別委員長（永島 守君）（登壇）

私は、予算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第13号 平成29年度大川市一般会計予算につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、個人住民税の増収が見込まれる一方、人口減少、少子・高齢化が進展する中、社会保障関連費等の歳出増により、財政状況は依然として厳しい状況にあります。このことを踏まえ、財政規律に留意しつつ限られた財源の中で、引き続き良好な市民サービスを提供できるよう、重点化、効率化を徹底した予算に心がけた結果、一般会計の予算規模は15,660,000千円となり、前年度当初予算との対比では、2.6%の増となっているとのことであります。

なお、本案の審査に当たりましては、平成29年度一般会計当初予算関係資料の提出を受け審査を行ったところであります。

以下、委員会で交わされました質疑、意見の主なものについて、歳出から申し上げてまいりたいと思います。

まず、3款1項2目老人福祉費の敬老祝金に対し、80歳での敬老祝金支給廃止の理由についてただしましたところ、現在の支給年齢となっているのが平成14年度で、敬老祝金の支給額を比較すると1.7倍となっている。近隣の自治体でも80歳での支給見直しを図ったところもあり、また、全体的にも平均寿命が延びたこと等を勘案し、80歳での祝金の見直しを行った旨の答弁がなされました。

委員からは、80歳での祝金支給の有無に関係なく、きちんとした理由や説明がないまま予算をなくすことは、高齢者を敬う気持ちが欠けており、高齢者にとって優しいまちには思えない。80歳という年齢は、人生の中で、ある一定の節目の年でもある。高齢者に対する敬う気持ちや説明がないままの予算削減には反対したい気持ちである旨の意見が開陳されました。

次に、4款1項1目保健衛生総務費の不妊特定治療支援助成金の内容や対象年齢について

ただしましたところ、現在の助成金は、1回の申請につき、一律70千円を上限とした支援を行っている。29年度からは助成を拡大し、1回目の治療に関しては100千円を上限額、通算2回目、3回目の治療に関しては、1回につき150千円を上限額、通算4回、5回、6回の治療に関しては、1回につき70千円の上限額となる。これで年に1人当たり1.7回ほどの申請をされており、来年度は3回ほど申請されるのではないかと考え、初回申請者を12名、2回目、3回目の申請者を52名、4回目、5回目、6回目の申請者を33名の延べ97名の予算を計上しておく。また、対象となる年齢は、40歳未満の方は43歳になるまでに通算6回まで、40歳以上43歳未満の方は43歳になるまでに通算3回までの助成となっている旨の答弁がなされたところであります。

さらに、委員会では、女性が精神的に不安定になった場合の支援についてただしましたところ、大川市に直接、不妊や治療に関しての相談をされることはほとんどないが、福岡県において、県内3か所の保健福祉環境事務所の不妊専門相談センター等で相談事業を行っているので、もし相談があれば、そこにつないで相談していただくよう支援を行いたい旨の答弁がなされたところでございます。

次に、4款1項2目予防費の扶助費に関し、今回、子宮頸がん予防ワクチン接種後の病状に対する救済の予算が計上されていないが、もう救済をしないということかただしましたところ、子宮頸がん予防ワクチン接種後の病状に対する医療支援ということで、平成27年度に始めた事業であったが、2名から申請があり、同時に国への救済の申請をしていただくようお願いしていた。その方たちにそれぞれ国からの審査の決定が届き、1名は平成28年3月に支給が決定し、もう1名は平成28年11月に不支給という決定がなされた。市が実施した医療支援は、国の審査結果が出るまでの救済措置ということであり、2名の結果はそれぞれ異なるが、国の出した判定を市も受け入れ、大川市としての支援は28年度をもって終了し、29年度は予算計上していない旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、この支援は国の判断がなかなか出ないから、認めないからということで始められたものだったと思うので、ぜひ今後も支援を続けていただきたい旨の要望が開陳されました。

次に、7款1項3目木工業振興費の海外販路開拓調査研究事業費補助金に関し、どこの国をイメージしているのかただしましたところ、家具業界では東南アジアを想定しており、1月の家具展示会にフィリピン、シンガポール、香港、台湾の4か国のバイヤーの招致を行っ

ている旨の答弁がなされたところであります。

委員からは、これまで大川市とラオス政府は良好なつながりを持ち、ラオス政府は本市に勉強に来られ成果を得たと聞いている。大川市の産業を高く評価していただいております、本市をPRすることは大切なことである。JICAより2億円の予算をつけていただき、ラオス政府の大臣から感謝状もいただいております、今後とも、これをプラスにしてラオス政府との交流につなげていただきたい旨の要望が開陳されました。

次に、7款1項3目木工業振興費のインテリア産業の販路促進戦略構築事業費補助金に関し、グラミー賞の公式ギフトラウンジに誰が現地を訪れたのか、また、展示していた茶室への反応や、その効果はどうであったのかただしましたところ、現地にはインテリア課の課長補佐、係長の2名を派遣し、情報収集に努めた。現地での反応は、組み立て式茶室に大川の指物で培った技術が活用されていたため大変感銘を受けたとの言葉をいただいた。また、茶室に限らず、その空間が禅、瞑想等をイメージさせ、セレブの方々に人気があるということで、アメリカ市場での一定のニーズがあるように感じ取れた。さらに、富裕層をターゲットにするに当たっては、情報発信が一番有効的な方法であるとの言葉をいただいたので、今回の事業については一定の成果があった旨の答弁がなされたところでございます。

委員からは、評価がよかったとすれば、平成29年度の予算にどのように反映されているのかただしましたところ、来年度の海外や国内の事業の推進に当たっては、3月の国内事業の結果も踏まえ、どちらにどれだけ注力していくのか、事業主体であるインテリア産業振興センターとの協議の中で進めていきたいと考えている旨の答弁がなされたところであります。

さらに、委員からは、行政の仕事は、大川の家具や建具に携わっている多くの方々が、大きく売り上げを伸ばしていただくとともに、多くの税金を納めていただくよう手助けをするのが役割と思うので、今後とも実績が見えるような事業を推進していただきたい旨の意見が開陳されたわけであります。

次に、7款1項4目観光費に関し、観光・情報ステーションにおけるコンテナを設置する場合、福岡県の建築確認では、新造でないと許可がおりないと聞いたが、確認したのかただしましたところ、現在取り組んでいる業者等からそのような話を聞いているが、福岡県に直接確認はしていない旨の答弁がなされたところでございます。

委員からは、佐賀県においては、中古でも規格が適合すればいいと聞くので、もう一度確認していただきたい旨の要望が開陳されました。

さらに、今回の業者選定には、プロポーザル方式を採用しているが、公募期間と公募の周知方法、さらに本市においてはプロポーザル方式で公募した実績はあるのかただしましたところ、公募期間は6月3日から7月8日までで、周知方法としては市のホームページ等や建設関係の新聞にも掲載している。また、おおかわセールス課としては、今回初めての建築事業に取り組んでおり実績はないが、国土調査の事業関係での実績はある旨の答弁がなされたところであります。

委員からは、今回、ホームページで公募していると言われたが、公募期間が短いため、応募が1件だけで、市内業者ではなかった。市内にも手を挙げたい業者もいたと聞いており、今後、予算の執行に当たって、プロポーザル方式を採用する場合など、わかりやすい周知方法を検討していただきたい旨の要望が開陳されました。

次に、7款1項7目シティセールス事業費の推進事業委託料の内容についてただしたところ、シティセールス推進事業については、県内、九州北部を中心としたCM等の放映、木工まつり関係でのメディアの活用、首都圏等でのイベントなどでシティセールスを行っている。引き続き、平成29年度もCM放映等を行っていくが、東京でのCM放映は、結構、高額になるので、イベント等を活用し、人海戦術的な形で推進していきたい旨の答弁がなされたところでございます。

委員からは、首都圏でのイベント等で既に決まっていることがあるかただしたところ、ふるさと大使である東京スカイツリーの社長が市長を表敬訪問された際をお願いしているが、東京スカイツリーにおいて何がしかの事業をやっていたらと考えている旨の答弁がなされました。

次に、8款5項5目公園費の公園改修設計業務委託料の内容についてただしましたところ、大川中央公園リニューアル事業に係る設計費用として計上している旨の答弁がなされました。

委員からは、大川中央公園内に、図書館や子育て支援センター等の施設を集め、子育ての事業の充実を図るようなことを聞いたことがあるが、このことは決定しているのかただしましたところ、大川中央公園が開設してから30年程度経過しており、リニューアルの時期に来ていると思っている。リニューアル事業に合わせて、子育て支援等施設も含め設計していきたいと考えており、基本的な考え方を3案程度づくり、その中で検討していきたい旨の答弁がなされたところでございます。

また、委員からは中央公園内に子育て関連施設が必要かどうか、市民に広く公表し、議論

したほうがよいのではないかとの要望が開陳されたところでもございます。

さらに、委員からは、どのような経過で大川中央公園に決定したのかただしましたところ、せつかく大川中央公園をリニューアルするのであれば、市内に点在し、老朽化している子育て関連施設を1か所に集約し、機能的な施設をつくりたいとの思いであるが、このことは決定事項ではなく、今後、広く意見を聞きながら進めていきたい旨の答弁がなされました。

一方、委員からは、市の中心部より離れているが、環境的に恵まれている木室幼稚園跡地も候補地の一つとして考えられる旨の意見が開陳されたところであります。

次に、10款7項2目体育施設管理運営費の大川中央公園のナイター設備について、多くの電球が切れており、以前より電球を取りかえられるよう要請してきたが、一向に改善が見受けられないため、施設の充実をどのように考えておられるのかただしましたところ、1灯交換するのに十数万円かかり、内野部の点灯していない電球を交換した場合4,500千円程度がかかり、費用対効果の面から保留してきた経過がある。今後は、中央公園のリニューアル等もあるので、市全体で照明灯そのものの必要性を含め協議させていただきたい旨の答弁がなされたところでございます。

委員からは、市民が安全で安心の施設利用ができるよう充実を図り、スポーツを通じ、市民とともに青少年健全育成のために努力していきたい。そのためにも施設の充実を図っていただきたい旨の要望が開陳されました。

次に、総括質疑について申し上げたいと思います。

予算執行については、交付税、補助金、市税であろうとも、市民の血税で成り立っているということを認識していただきたい。そして、働いておられる一人ひとりの血税で予算が成り立っているということを決して忘れていただきたくはない。そのことを議員、職員も肝に銘じ精進していただきたい。予算を執行するに当たっては、知りませんでした、失敗しましたでは決して許されるものではないことをしっかりと胸に思いとどめていただきたい。職員が一丸となり、2倍、3倍にして市民に還元する思いで、予算書に掲載されている事業に取り組んでほしい旨の意見が強い思いとともに開陳されたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

○議長（古賀龍彦君）

予算特別委員長の報告は終わりました。

これから予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

それでは、議案第13号 平成29年度大川市一般会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、この際、お諮りいたします。

3月9日、永島議員の本会議一般質問において、私の議事進行に不手際がありましたので、関係する発言については取り消したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、このことについては、議長において、後刻、速記録を精査の上、措置することにいたします。

次に、閉会中の所管事項継続調査の件を議題といたします。

この件につきましては、各委員長から、お手元に配付しております調査事項について、平成30年3月31日まで各委員会に付託されたい旨、申し出がっております。よって、各委員長から申し出のとおり、付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、別紙調査付託事項について、各委員会に付託することに決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

1番古賀寿典君、2番平木一朗君、以上2人を指名いたします。

以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申し出がおりますので、この際、お願いいたします。

市長。

○市長（倉重良一君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様には、提案いたしました議案につきまして、慎重に御審議の上、御議決賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

とりわけ私にとりまして初の編成となりました平成29年度予算におきましては、大変厳しい財政状況ではございますけれども、限られた財源の中で、大川に元気を取り戻すため、市民の皆様が幸せを感じられるため、元気なまちづくりを全力でやってまいりたい、鋭意努力してまいる所存でございます。

審議の過程で皆様からいただきました貴重な御意見、御助言等につきましては、真摯に受けとめ、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（古賀龍彦君）

これにて平成29年第1回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時55分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 古賀龍彦

大川市議会議員 古賀寿典

大川市議会議員 平木一朗